

横浜市がん患者ウィッグ購入費助成要綱

制定 平成 28 年 3 月 24 日 医が第 1282 号 (局長決裁)

最近改正 令和 3 年 7 月 31 日 医が第 419 号 (局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、がん患者でがんの治療に伴う外見の悩みを抱えている者に対し、ウィッグの購入費用の一部又は全部を助成することにより、がん患者の療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 横浜市がん患者ウィッグ購入費助成事業については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第 2 条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時時点で横浜市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 現にがん治療を受けている者、過去にがん治療を受けていた者又はがんの疑いがあると診断された者で抗がん剤治療等を行っている者（以下「がん患者」という。）で抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグを購入した者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(助成対象経費)

第 3 条 助成の対象経費は、ウィッグ（ウィッグ装着時に皮膚を保護するためのネット代及び帽子のほか、材料を購入して作成した場合の材料費を含む。）の購入額とする（ポイントや金券等を購入代金の一部又は全てに充当した場合を含む）。

(助成額)

第 4 条 ウィッグの購入額に対する助成額（以下「助成金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、助成額は、10,000 円を上限とする。ただし、購入額が 10,000 円に満たない場合は、購入実額とする。

2 他よりウィッグ購入経費に費用の助成等がされている場合には、購入額からその額を除いた額を、前項のウィッグの購入額とする。

(交付の申請)

第 5 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、ウィッグを購入した日の翌日から起算して 1 年以内に横浜市がん患者ウィッグ購入費助成金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請者も第 2 条第 3 号に該当するものとする。

- (1) ウィッグを購入した金額の明細がわかる書類（領収書等）
- (2) 脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象者 1 人につき 1 回を限度とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは横浜市がん患者ウィッグ購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないときは、横浜市がん患者ウィッグ購入費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成対象者の資格確認)

第7条 市長は、必要に応じ対象者又は申請者が、第2条第3号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、対象者又は申請者が、第2条第3号に該当しないときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(助成金の支払)

第9条 市長は、第6条に規定する助成金の交付を決定したときには、申請者が指定する金融機関口座に口座振替の方法により支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。